

岐阜県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（案）の概要について

1 制定する条例

岐阜県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（案）

2 条例制定の理由

児童福祉法(昭和22年法律第164号)が改正され、一時保護委託者の登録制度について、都道府県条例で基準を定めることとされたことに伴い、岐阜県の一時保護委託者に係る基準について定めるものです。

児童福祉法第三十四条の二十二 登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項の基準に適合していることを証する書類その他の内閣府令で定める書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

②都道府県知事は、登録の申請が一時保護を適正に行うために必要なものとして条例で定める基準に適合していると認めるときは、登録をするものとする。

3 基準府令

児童福祉法において条例で定めるべき基準は、令和8年10月1日に施行される一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号。以下「府令」という。）において、府令で定める基準に従い定めるもの(以下「従うべき基準」という。)、府令で定める基準を参酌するもの(以下「参酌すべき基準」という。)に区分して設けることとされています。

<主な概要>

【文頭の丸印】

- =従うべき基準: 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
- =参酌すべき基準: 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

(1) 登録一時保護委託者の一般原則

- 入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。
- 一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(2) 児童の権利擁護等

- 正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。
- 施設等により児童の行動を制限してはならない。
- 職員は、入所中の児童に対し、児童虐待その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- 児童対象性暴力等を防止し、児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するた

め、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。

- 入所する児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

(3) 設備の基準

- 採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。
- 児童の居室や食事をする場、浴室及び便所を設けること。
- 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。
- 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
- 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- 30人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けること。
- 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(4) 職員

- 登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう体制を整備しなければならない。
- 登録一時保護委託施設を他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。
- 前項目は、入所している児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(5) 夜間の職員配置

- 登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。

(6) 衛生管理等

- 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

(7) 職員の健康状態の把握

- 登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たって

は、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(8) 教育等

- 学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 条例の対象施設

児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）、障がい児短期入所施設 等

5 条例制定にあたっての考え方

条例制定にあたり、当県の実情に府令で示された従うべき基準、参酌すべき基準と異なるとすべき地域的な特殊性及び特段の事情がないため、当該基準と同じ基準を条例において定めることとします。

6 施行予定日

公布の日（令和８年第４回岐阜県議会定例会上程予定）